

令和5年6月23日

お知らせ

契約担当官
航空自衛隊第2補給処十条支処業務課
会計班長 秋山幸子

航空自衛隊第2補給処十条支処業務課で行う「オープンカウンター方式」による調達について、下記のとおりお知らせします。

記

航空自衛隊第2補給処十条支処業務課では、一部の契約について、平成29年度から「オープンカウンター方式」による調達を実施しております。

オープンカウンター方式とは、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、見積りを徴する相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいいます。

調達の実施方法等については、次によるほか、航空自衛隊十条基地ホームページに掲載している「令和2年度 航空自衛隊 基地等調達 オープンカウンター方式 実施要領」（以下「実施要領」という。）記載のとおりです。

1 見積方法

対象契約案件は、「オープンカウンター方式による見積依頼について」の名称を付し、航空自衛隊十条基地ホームページ及び必要と認めた場合は基地近傍商工会議所の掲示板等（以下「基地ホームページ等」という。）で公表します。

参加希望者は、実施要領及び基地ホームページ等の掲載資料又は契約担当官の示す事項を確認のうえ、見積りをお願いします。

見積りの提出方法は、持参又は郵送によりますが、契約担当官が認めた場合は、ファックスによる提出を可とします。

見積書の様式は任意としますが、見積依頼において、様式及び記載方法等を示した場合はそれによることとなります。

2 契約の相手方の決定

適正な見積書による申込者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（売払いの場合は、最高の価格）の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方として決定します。

3 参加資格

見積合わせに参加することができる者は、次の各号に該当する者としします。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号（以下「予決令」という。））第70条の規定に準じて、これに該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当するものとする。

(2) 予決令第71条の規定に準じて、これに該当しない者であること。

(3) 次のアからエまでのいずれかの条件を満たす者

ア 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）のC又はDの等級に格付けされ、地域の競争参加資格を有する者

イ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第1項に規定する「事業継続強化計画」又は同法第52条第1項に規定する「連携事業継続強化計画」の認定を受けた中小企業者（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）

ウ アとイに該当しない中小企業者であって、同一の相手方（公的機関、民官企業のいずれかを問わない。）に対し、直近1年間で1カ月以上にわたり、常時継続的に物品を納入し、又は役務等を提供している実績が確認できる事業者

エ 見積の提出日までの1年間において、本契約の契約担当官との間で契約を締結した実績のある事業者（アの競争参加資格において、A又はBの等級に格付けされている者を除く。）

(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

- (6) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (7) その他、契約担当官が必要と認めた参加条件がある場合は、それに適合している者

4 同等品申請

同等品による見積書の提出を希望される方は定められた期日までに同等品確認申請書を契約担当官宛に提出してください。

また、サプライチェーン・リスクの懸念があると判断されたものは、同等品として認めることができません。

上記の細部又は不明な点等については、次の問い合わせ先まで、連絡して下さい

〒114-8566

東京都北区十条台1-5-70

航空自衛隊第2補給処十条支処業務課会計班契約係

電話03-3908-5121 内線7848

FAX03-5993-5018